

# 規制改革の動きと JWP A の取り組み

株式会社ユーラスエナジージャパン 事業開発第二部 片山 太一

Tel: 03-5561-6239 Email: taichi.katayama@eurus-energy.com

## 1. はじめに

本年6月18日に閣議決定された「規制・制度改革に係る対処方針」には、風力発電の導入促進を目的とした規制改革事項として、「建築基準法の基準の見直し」と「自然公園における設置許可の早期化・柔軟化」が盛り込まれました。

本稿では、今回の対処方針の決定に至った政府の動きと JWP A の取り組みについて解説します。

## 2. 政府の動き

鳩山内閣成立直後の2009年9月18日、政府は「国民的な観点から、国の予算、制度その他の国の行政全般の在り方を刷新するとともに、国、地方公共団体及び民間の役割の在り方の見直しを行う」ための組織として、内閣府のもとに行政刷新会議を設置しました。

同会議の実施した「事業仕分け」は報道で大きく取り上げられましたが、一方で同会議は、経済成長のために規制改革の推進が必要との観点から、2010年3月11日に「規制・制度改革に係る分科会」（分科会長：大塚内閣府副大臣）を設置しました。さらに、今後の成長が期待される重点分野につき集中的に検討するため、「グリーンイノベーションWG」（環境・エネルギー分野）、「ライフイノベーションWG」（医療・介護分野）及び「農業WG」の3つのワーキンググループが同分科会の下に設置されることとなりました。

その後、同分科会では各WGでの関係者ヒアリングを経て関係省庁との調整を行い、6月に第一次報告書を行政刷新会議に提出、前述の閣議決定に至りました。

## 3. JWP A の取り組み

JWP A では、風力発電導入促進という観点から規制改革要望についてヒアリングを受け、以下の法律（下位の政令・省令・告示・通達を含む）に関する要望を提出しました。

- 自然公園法
- 森林法
- 国有林野の管理経営に関する法律
- 農地法
- 農業振興地域の整備に関する法律
- 港湾法
- 海岸法
- 都市計画法
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- 建築基準法
- 電気事業法
- 消防法
- 道路法
- 道路交通法
- 道路運送車両法

このうち、建築基準法については、2007年の改正時より、JWP A として見直しの要望を行ってききましたが、今回のヒアリングにおいても、「そもそも風力発電施設は人がほとんど立ち入らないエリアに設置されることが多く、この構造物に対し、超高層建築物の基準を適用することは、風車の特徴にあわず、導入の阻害要因となっている」と主張しました。そして、建築基準法では、特殊な構造物についてはそれぞれの特徴に応じて告示が定められており、風車についてもその特徴が考慮された独自の告示を制定すべきである旨の要望を行いました。

また、自然公園法については、同法施行規則にある「主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない」「山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでない」との許可基準に不明確さ・不統一さがあり、基準が厳格に解釈されて不許可となったり、許可手続に長期間を要する傾向にある旨を指摘しました。そして、我が国において陸上風力発電に適した風況は山地の稜線上で得られることが多く、「山稜線の分断」という基準が風力発電施設に適用される結果、自然公園内特別地域における風力発電事業が著しく困難となっている

状況を説明しました。

その後、優先順位に関する調整や、「グリーンイノベーションWG」と関係省庁による協議の結果、最終的に建築基準法及び自然公園法の規制改革方針が閣議決定に盛り込まれることとなりました。

WPDA風力発電事業者懇話会 JWPA日本風力発電協会

### 3. 風力発電導入に際しての課題-3

- 好条件(風速、道路、送電線、非居住区)の建設適地が減少  
⇒ 国立公園、国定公園への設置(特別保護・第1種地域を除く)
  - 自然公園内への設置はほとんど進んでいない。
    - 平成16年4月自然公園法施行規則改正以後、国立・国定公園内では、3件しか建設されていない
    - 風速6m/s以上の建設適地が211.4km<sup>2</sup>、100%活用時が220万kW
    - 自然公園内に計画した場合、協議期間の長期化(小国:5年、瀬美:4年)
    - 景観に関する評価基準が明示されたが、その判断が不可解
    - 景観上の問題から、建設位置の移動を余儀なくされ、風速低下に伴い発電電力量が低下し、事業性が悪化

遠景風力発電所。風車の高さは90.8m、左の煙突は200m、右の煙突は150m  
阿蘇くじゅう公園の、国立公園地域区分、風車位置と風況マップ  
出典: 2007年5月「風力発電施設と自然環境保全に関する研究会」JWPA・WPDA資料、日本大学 長井准教授資料 9

WPDA風力発電事業者懇話会 JWPA日本風力発電協会

### 3. 風力発電導入に際しての課題-4

- 許認可に要する期間と費用の増大
  - 改正建築基準法(2007年6月20日以降)
    - 人が多数居住する高さ60m以上の超高層ビルと同等(大臣認定)
      - 風車は、騒音対策などにより人家から数百m以上離れた場所に建設
    - 風車のブレード(羽根)頂部で60m以上が対象
      - 約300kW以上が該当、2,000kW風車の頂部は約120m(ハブ高:80m)
    - 初期の混乱による建設計画の変更・中止は、解消されつつあるが、各社は多額の費用と多大な時間を要して大臣認定を取得している。
      - 大臣認定を終えたものは、すでに200基を超えている。

改正前  
通常の設計 期間:1~2ヶ月以上 費用:6,000,000円/1基  
建築確認申請 期間:1ヶ月程度 費用:17,000円/1基  
工事着手

改正後  
通常の設計 期間:1~2ヶ月以上 費用:8,000,000円/1基  
性能評価 期間:1~2ヶ月以上 費用:800,000円/1基  
大臣認定 期間:2週間程度 費用:20,000円/1基  
建築確認申請 期間:2週間~1ヶ月程度 費用:17,000円/1基  
工事着手

建築基準法改正前後の手続きと費用 10

(2009年11月 民主党への提出資料より)

#### 4. 対処方針の内容

「規制・制度改革に係る対処方針」に記載された、風力発電関係の事項は以下の通りです。

##### (1) 建築基準法

- 風力発電機の特徴を加味した評価基準の妥当性について、学識者、事業者等の意見を聞きながら検討を行う。  
＜平成22年度中検討＞
- 大臣認定に係る標準期間を明示するとともに、当該期間を超過する場合には、申請者の求めに応じてその理由を開示する。  
＜平成22年度中措置＞

##### (2) 自然公園法

- 自然公園法施行規則第11条第11項について、「展望する場合の著しい妨げ」「眺望の対象に著しい支障」となる技術的なガイドラインを定める。  
＜平成22年度中措置＞
- 再生可能エネルギーの利用促進のため、風力発電及び地熱発電の開発可能地域のゾーニングについて検討を行い、結論を得る。  
＜平成22年度中検討開始、結論を得次第措置＞
- 国立公園については、行政手続法に基づき、風力発電及び地熱発電の許可に係る標準処理期間を明示しているが、改めて周知する。当該期間を超過する場合には、申請者の求めに応じてその理由を開示する。  
＜平成22年度中措置＞

#### 5. 今後の動き

上記の対処方針が閣議決定として打ち出されたことにより、今後は建築基準法・自然公園法の主管官庁である国土交通省及び環境省が対処方針に従って検討や具体策づくりを進めることとなります。今回の対処方針を実効性のある規制改革に結びつけるためには、JWPAから両主管官庁に対して積極的に情報提供を進めていくことが必要です。

また、今回の「グリーンイノベーションWG」検討事項に取り上げられなかった各種規制についても、引き続き緩和を求めて政府への働きかけを行うことが重要です。特に、農地法の規定する農地転用の許可基準や、森林法の規定する保安林解除の許可基準など、規制緩和による高い導入促進効果が見込まれる事項については、JWPAとして重点的に取り組む必要があると考えます。

